

令和4年11月29日  
神戸税関

関係者各位

## お 知 ら せ

神戸港の年末年始における輸出入通関及び保税に関する取扱いについて

税関官署において事務を取り扱う時間については、「神戸税関における税関官署の開庁時間を定める掲示」（平成20年3月31日掲示第104号）により公示しているところですが、神戸港の年末年始（令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）の間）における輸出入通関及び保税に関する事務については、下記のとおり取り扱うこととなりますのでお知らせします。

なお、本件に関しご不明な点がありましたら、あらかじめ最寄りの税関窓口まで照会願います。

### 記

#### 1. 輸出入貨物の通関及び保税に関する事務

業務部通関部門夜間・休日通関窓口において8時30分から17時00分までの間、輸出入通関手続全般及び輸出入通関に関連する保税手続に関する事務を取り扱います。

なお、1月1日（日）については、職員の常駐は予定しておりません。業務の要請にあたっては事前にお問い合わせください。

#### 2. 年末年始における連絡先

年末年始の期間中、税関手続に関する連絡先は下記のとおりとなります。

なお、職員が常駐していない場合は、連絡専用窓口に自動転送されます。

業務部通関部門夜間・休日通関窓口（TEL078-333-3098）